

入札時の注意点

必ずお読みください。

●入札時に入札書ごとに、入札書とともに、暴力団員等に該当しない旨の「陳述書」を提出する必要があります。

●また、上記陳述書の「陳述」欄「自己の計算において・・・ありません。」ののチェックは、入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。チェックを入れた場合には、陳述書の注意書8を参照の上、必ず別紙も添付してください。

●上記陳述書（にチェックを入れた場合の別紙を含む。）は、入札時に提出がないと無効になります（追完不可）。また、記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。

■暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。

■暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

◆旭川地方裁判所における入札に関してご不明な点は、旭川地方裁判所執行官室にお問合せください。

期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 6月 5日

旭川地方裁判所民事部

裁判所書記官 伊 藤 早 穂

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8年 6月 26日から 令和 8年 7月 3日まで
開札期日	日 時 令和 8年 7月 7日 午前10時00分 場 所 旭川地方裁判所売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8年 7月 27日 午前 9時50分 場 所 旭川地方裁判所民事部
特別売却 実施期間	令和 8年 7月 8日から 令和 8年 7月 15日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 6月 5日から当庁競売係書記官室に備え置きます。	

物 件 目 録

- 1 所 在 旭川市南が丘二丁目
地 番 37番37
地 目 宅地
地 積 238.01平方メートル
- 2 所 在 旭川市南が丘二丁目 37番地37
家屋 番号 37番37
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 59.49平方メートル
2階 32.22平方メートル



物 件 明 細 書

令和 8年 4月 20日

旭川地方裁判所民事部

裁判所書記官 伊 藤 早 穂

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、競売係書記官室（記録閲覧スペース）では通常別ファイルとして備え付けられています。

（このほか、BITのお知らせメニューにも掲載されています。）



物 件 目 録

- 1 所 在 旭川市南が丘二丁目
地 番 37番37
地 目 宅地
地 積 238.01平方メートル
- 2 所 在 旭川市南が丘二丁目 37番地37
家屋 番号 37番37
種 類 居宅
構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床 面 積 1階 59.49平方メートル
2階 32.22平方メートル



令和 8年(ヌ)第 2号
令和 8年 3月12日受理
令和 8年 3月25日提出

現況調査報告書

旭川地方裁判所

執行官 勝 瀬 康 弘

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|----------------------------------|
| 1 | 所 在 | 旭川市南が丘二丁目 |
| | 地 番 | 37番37 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 238.01平方メートル |
| 2 | 所 在 | 旭川市南が丘二丁目 37番地37 |
| | 家屋 番号 | 37番37 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 |
| | 床 面 積 | 1階 59.49平方メートル
2階 32.22平方メートル |



その他の事項

- 1 本件土地には、土地建物位置関係図のとおり境界石を確認できたので、同地点を基点にしてデジタルスコープ、巻き尺、レーザー測定器等を用い、公図や建物図面等と照合して特定したところ、本件土地は概ね公図のとおりと思われるが、正確には測量を要する。
- 2 本件土地は、略南東側で接面する市道とほぼ等高な平坦地であり、本件建物及びカーポート等の敷地として利用されている。
なお、本件土地は、略南西側隣接地（37番38）及び略北東側隣接地（37番36）と高低差があり、略南西側隣接地が約0.5平方メートル低く、略北東側隣接地が約0.5メートル高くなっている。
- 3 本件土地の略南側に、軽量鉄骨製カーポート（約16.20平方メートル）が設置されており、その直下にコンクリート舗装が施されている。
なお、所有者Aによれば、同カーポートは元妻のBがローンを組んで購入したものであるため、所有者はBであるとのことである。
- 4 本件土地の南西側隣接地の境界付近に、高さ約1.2メートルの間知ブロック土留めが設置されている。
- 5 本件土地の略南東側に木造仮設物置（約6.48平方メートル）が設置されている。
- 6 本件建物の2階の和室2の南西側に隣接して小屋裏部屋があるが、未造作であること等から本件建物の床面積には算入していない。
- 7 本件建物には、次の損傷等が確認された。
 - (1) 1階脱衣室の壁に穴が2箇所開いており、テープで塞がれていた。
 - (2) 台所の床部分が黒ずんでいる。
- 8 所有者Aによれば、冬期間、南西側隣接地（37番38）の建物の屋根から大量の落雪があり、本件土地の略南西側一帯に大量の雪が溜まるとのことであった。
- 9 本件建物は、上記の汚損の他にも、全体として経年相当の劣化が存在するものと思われる。
- 10 上記のほかは「関係人の陳述等」とおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■ A (所有者)	<p>1 略南西側隣地の建物から、冬期間大量の落雪があり、本件土地の略南西側一帯に大量の雪が溜まります。 ただ、人間関係が悪くなってしまうので、特に苦情を申し入れたことはありません。</p> <p>2 本件土地及び本件建物は、不動産登記上の名義は私になっていますが、土地と家の代金を払ったのも、カーポートのローンを払ったのも元妻のBであることから、実質的には、いずれもBの物であると考えており、競売開始決定に対する不服申立てを検討しています。</p> <p>3 Bとは、昨年離婚しています。</p>

調査の経過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
8年3月12日(木) 13:30-13:50	物件所在地	土地調査、写真撮影、関係人不在、事務連絡投函
8年3月12日(木) 15:00-15:15	執行官室	所有者から事情聴取、調査期日に関する打合せ(電話)
8年3月12日(木) 16:00-16:10	旭川市役所	税務資料(建物間取図)交付申請
8年3月13日(金) 10:10-10:20	旭川市役所	税務資料(建物間取図)受領
8年3月19日(木) 9:30-10:30	物件所在地	立入調査、写真撮影、所有者A立会
年 月 日() : - :		
年 月 日() : - :		
(特記事項)		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち合わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。		
<input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		
<input type="checkbox"/>		

《土地建物位置関係図(概略)》

縮尺

約1:100

37-33

37-32

37-31

10.909

物件1(土地)
37-37

3.636

3.151

3.636

物件2(建物)
家屋番号
37-37

21.818

隣地側が
約0.5m低い

37-38

隣地側が
約0.5m高い

37-36

軽量鉄骨製カーポート
約16.20㎡

間知ブロック
土留め
高さ約1.2m

木造仮設物置
約6.48㎡

間知ブロック
土留め
高さ約0.3~0.6m

境界石

10.909

幅員8m舗装市道
「南が丘2丁目6号線」

凡例

物件1(土地)



物件2(建物)



※土地辺長等は地積測量図等の数値であり、本図面は概略図であるため詳細は測量を要する。

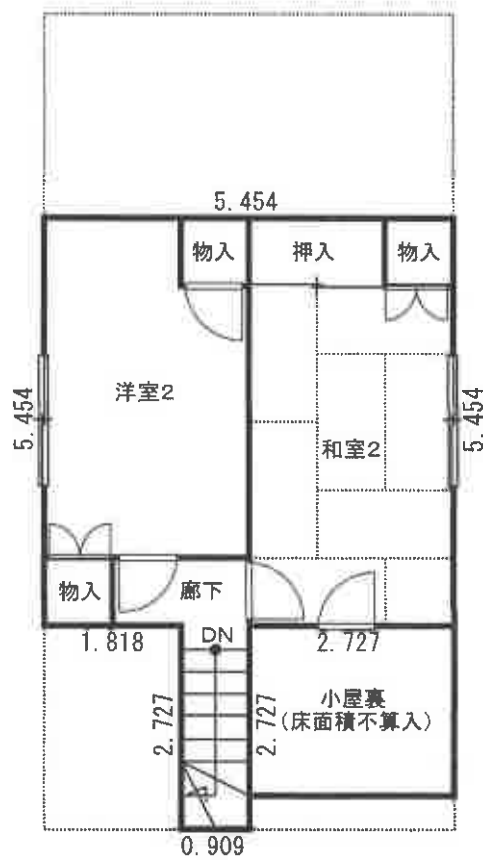
建物間取図



1階



2階



※本件間取図は概略図であり、建具・設備等の形状等の詳細は現況を優先する。縮尺 約1:100

(7枚目)

1



本件建物の外観、本件土地の形状、木造仮設物置

2



本件建物の外観、本件土地の形状、軽量鉄骨製カーポート

3



1階居間

4



1階台所

5



1階脱衣室

6



1階浴室

7



1階和室1

8



1階洋室1

9



2階和室2

10



小屋裏（2階和室2から出入り可）

（ 12 枚目）

11



2階洋室2

12



1階台所床の汚損状況

13



1 階脱衣室の壁の損傷状況

令和8年(又)第2号
令和8年3月19日現地調査
令和8年3月24日評価

旭川地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
奥 村 篤 印

第1 評価額

一 括 価 格	
金 1,740,000 円	
内 訳 価 格	
物件 1 (土地)	金 420,000 円
物件 2 (建物)	金 1,320,000 円

- 1 一括価格は、物件1・2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地番 地目 地積	旭川市南が丘2丁目 37番37 宅地 238.01m ²	同左
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	旭川市南が丘2丁目 37番地37 37番37 居宅 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 1階 59.49m ² 2階 32.22m ²	同左
番号	特記事項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	J R 函館本線「旭川」駅の北西方・道路距離約5.8Km 最寄バス停「ゴルフ場入口」（道北バス）の北方・道路距離約190m（別添「位置図」参照）	
付近の状況	旭川市郊外の南が丘地区に位置し、国道233号の北側背後に戸建て住宅が建ち並ぶ高台傾斜地の住宅地域である。 徒歩圏内にはスーパー等がなく、隣接する忠和地区等の商業施設に依存し、生活利便性は相対的に劣る。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第一種住居地域
	建蔽率	60%
	容積率	200%
	防火規制	法22条区域
	その他の規制	宅地造成等工事規制区域、都市機能誘導区域外、居住誘導区域外、景観計画区域 (詳細は当市都市計画課・建築指導課等まで)
画地条件	南東側間口約11m、奥行約22m、長方形の中間画地であり、登記面積は238.01㎡である。地域一帯は南西側へ下り傾斜しているが、地域内の宅地は、ひな壇状に造成されており、積雪により詳細確認が出来なかったが、物件1の画地内については、概ね平坦と思われる。	
接面道路の状況	南東側 幅員8.0m舗装市道「南が丘2丁目6号線」（建築基準法第42条1項1号該当）。 上記市道と物件1は概ね等高で接している。	
土地の利用状況等	物件1は物件2の建物、カーポート、仮設物置等の敷地として利用されている。なお、南西側及び北東側隣地と高低差があり、南西側隣地（37番38）が約0.5m低く、北東側隣地（37番36）が約0.5m高くなっている。 また、周囲は戸建住宅が建ち並んでいる。	
供給処理施設	上水道	あり（物件2の建物に接続されている。）
	ガス配管	なし（都市ガスの供給区域外である。）
	下水道	あり（物件2の建物に接続されている。）
特記事項	・カーポート及びコンクリート舗装 目的土地の南側に軽量鉄骨製カーポート（約16.20㎡）が設置されており、その直下はコンクリート舗装が施されている。但し、カーポート及び舗装については、経年劣化・損耗等により特に経済的価値は認められない。	

次頁に続く

特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・間知ブロック土留め 目的土地の南西側隣地境界付近に、高さ約1.2mの間知ブロック土留めが設置されている。但し、土留めについては、損耗等により特に経済的価値は認められない。 ・隣地建物の屋根からの落雪 所有者によれば、冬期間は南西側隣地建物の屋根から大量の落雪があり、目的土地の南西側一帯に大量の雪が溜まるとのこと。目的土地の再利用に際しては注意を要する。 ・土壌汚染の可能性 当市環境指導課によれば、過去～現在まで目的土地及びその周辺で、下水道法及び水質汚濁防止法上の有害物質使用特定施設は存在していないとのことであった。 また、現地調査及び登記簿等による過去の履歴調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。但し、評価人としての調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。 ・埋蔵文化財・地下埋設物の可能性 北海道教育委員会の「北の遺跡案内」によれば、目的土地は埋蔵文化財包蔵地の指定を受けていない様である。 また、目的土地について現地調査したところ、物件2の建物及び、軽量鉄骨製カーポート、コンクリート舗装、間知ブロック土留め、仮設物置等以外に建築の支障となる地下埋設物等の存在は視認できなかった。 ・位置関係等 土地建物位置関係図のとおり、目的土地の南東端1箇所に境界石を確認できた。 目的土地については、境界石を基にデジタルスコープ、巻き尺、レーザー測定器等を用いて概測等を行い、更に公図・建物図面等と照らし合わせて位置関係・面積等を特定したものであり、正確な範囲・位置等は実測を要する。 ・災害等の危険性について 北海道土砂災害警戒情報によると、目的物件は土砂災害警戒区域等に指定されていない。詳細は北海道ホームページ「北海道土砂災害警戒情報システム」等を要確認のこと。 洪水ハザードマップによれば、目的物件は浸水想定区域に指定されていない。詳細は旭川市ホームページ「洪水ハザードマップ」等を要確認のこと。
---------	---

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	<p>建築年月日：昭和49年8月5日新築</p> <p>経過年数：約52年</p> <p>経済的残存耐用年数：既に経済的耐用年数が尽きていると判定した</p>
仕様	<p>構造：木造</p> <p>屋根：亜鉛メッキ鋼板葺</p> <p>外壁：サイディング貼り等</p> <p>内壁：ビニールクロス貼、石膏ボード等</p> <p>天井：ビニールクロス貼、プリント合板、石膏ボード等</p> <p>床：カーペット、畳、クッションフロア等</p> <p>設備：給排水設備、電気設備等</p> <p>その他：所有者によればプロパンガスは利用していないとのこと。</p>
床面積（現況）	<p>増築 2階の和室2の南東側に隣接して小屋裏があるが、未造作であること等から増築とは認められない。（床面積対象外とした）</p> <p>床面積 1階 59.49㎡</p> <p>2階 32.22㎡</p> <p>延べ 91.71㎡</p>
現況用途等	<p>現況用途：居宅</p> <p>間取り：4LDK</p>
品等	<p>総合 昭和49年に建てられた老朽化が進行している戸建住宅であるため、需要はやや弱いと判定した。</p> <p>使用資材 昭和中期の部材を使用しており、品等は劣る。</p> <p>施工 外壁等に大きな損傷等はないが、昭和中期の建築であり施工状態は劣る。</p>
保守管理の状態	老朽化が進行しており、保守管理の状態はやや劣る。
建物の利用状況	調査時点現在、所有者及びその家族が居住している。なお、占有関係等の内容については、現況調査報告書を参照のこと。
特記事項	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設物置：土地建物位置関係図のとおり、物件1の南東側に木造仮設物置（約6.48㎡）が設置されている。なお、可搬性があるため評価対象外とした。 ・1階脱衣室：壁に穴が2箇所開いておりテープで塞がれていた。修繕等を要すると思われる。 ・1階台所：床が黒ずんでおり、修繕等を要すると思われる。 ・建物全体的には経年相応の汚損、損耗等が見られる。 ・建築確認関係（確認申請：昭和49年5月20日。番号：第S49認建旭川000794号。完了検査・検査済証の交付：昭和50年2月15日。番号：第S49証建旭川000794号。～旭川市建築指導課の資料による。）

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格 (物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別格 格 差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建 付 地 価 格(円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	5,000	1.00	238.01	0.95	1,131,000

ア 標準画地価格：第6参考価格資料記載の公示地・基準地等との規準、比準価格〔類似地域所在の取引事例価格〕等を比較考量の上、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：概ね標準的・・・±0%

個別格差率～1.00と査定した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物等の利用状況及び経過年数等を考慮し、-5%と査定した。

(2) 建物価格 (物件2)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	180,000	91.71	0.10	1,651,000

ウ 現価率：既に経済的耐用年数が尽きているため、残価程度と査定した。

$$\begin{aligned} & \text{減価修正 現価率} \\ & (1-0.90) = 0.10 \end{aligned}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合		土地利用権等価格(円)
	ア	イ		ア×イ=ウ
1	1,131,000	0.40	法定地上権	452,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を40%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ、1(2) エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2①ウ)イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金 等) カ	評 価 額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オーカ
1	1,131,000	-452,000	/	0.90	0.70	—	420,000
2	1,651,000	+452,000	/	0.90	0.70	—	1,320,000
一括価格 (合計)							1,740,000

ウ 占有減価修正：なし。

エ 市場性修正：土地・建物の利用状況等、目的建物が老朽化していることにより多数の修繕を要する可能性等、隣地建物の屋根の雪が目的土地内に落ちるリスク、カーポートの所有者が判然としないリスク等から相対的市場性は若干劣ると判断し、市場性修正率として0.90を乗じた。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価（敷金等）：なし。

第6 参考価格資料

地価公示価格（旭川-21）

所 在：旭川市高砂台3丁目221番69
「高砂台3-6-10」

価 格：5,000円/㎡

位 置：JR函館本線「旭川」駅の西方、道路距離約4.4kmに位置

価 格 時 点：令和8年1月1日

地 積：323㎡

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 街 路：南西側7.0m市道

用途指定等：第1種低層住居専用地域（建蔽率50%、容積率80%）

地域の概要：中規模一般住宅が多い高台の既成住宅地域

固定資産税評価額（令和7年度）

物件1 1,049,624円

物件2 1,276,475円

第7 附属資料

- 1 位置図
- 2 住宅地図
- 3 公図写
- 4 地積測量図写（A3→A4縮小）
- 5 建物図面写（A3→A4縮小）
- 6 道路現況図写
- 7 上水道台帳図写
- 8 下水道台帳図写
- 9 土地建物位置関係図
- 10 建物間取図

以上

位置図

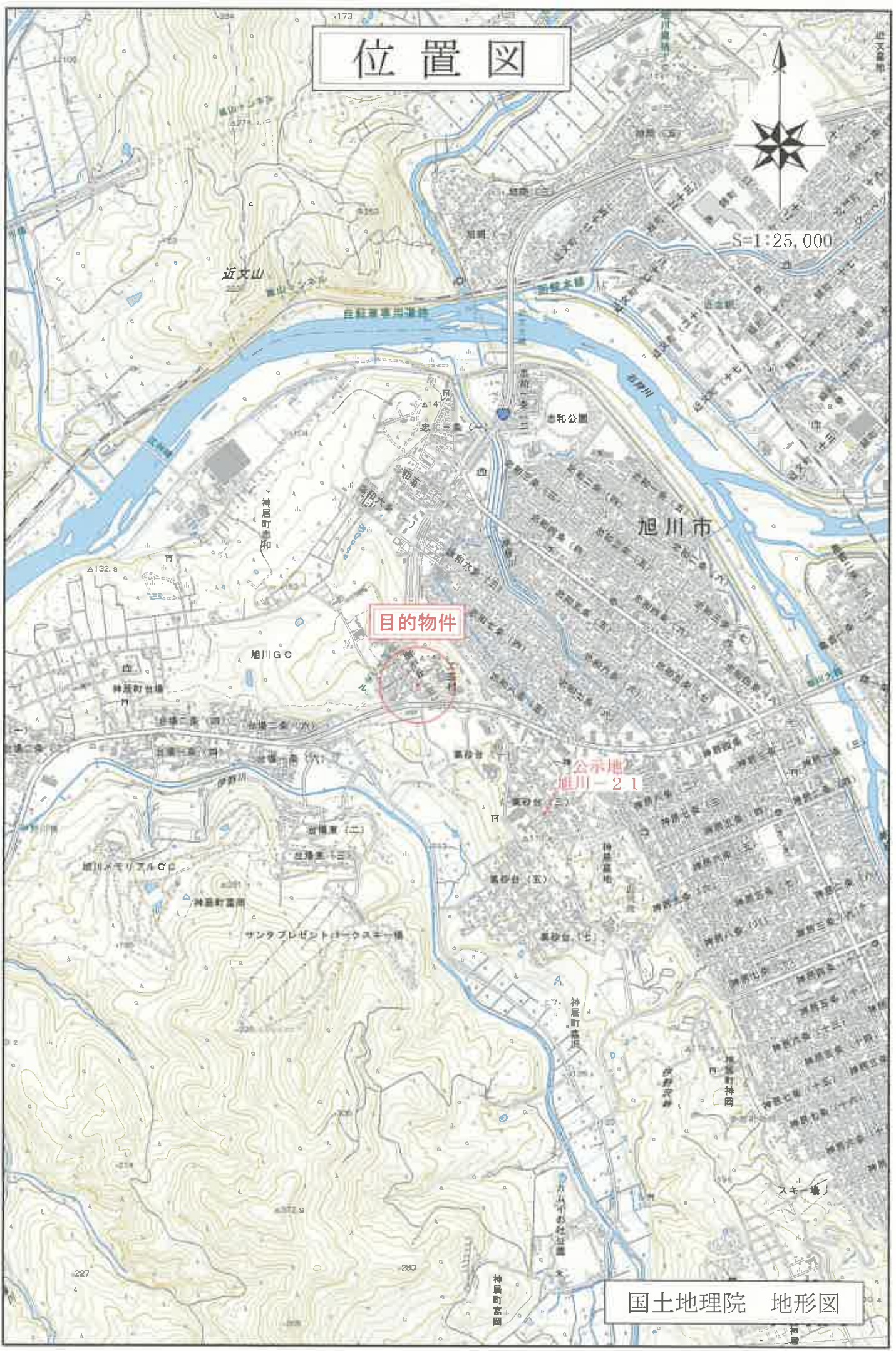
S=1/25,000

目的物件

旭川市

公示地
旭川-21

国土地理院 地形図



住宅地図

S=1:1,500

目的物件

南カ丘3丁目

南カ丘3丁目

クラウンビル

60 m

1:1500

Copyright (C) 2026 ZENRIN CO., LTD.

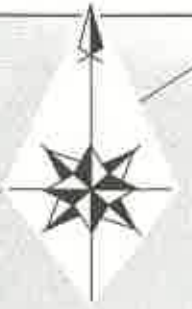
禁無断複写複製

そうせい鑑定株式会社

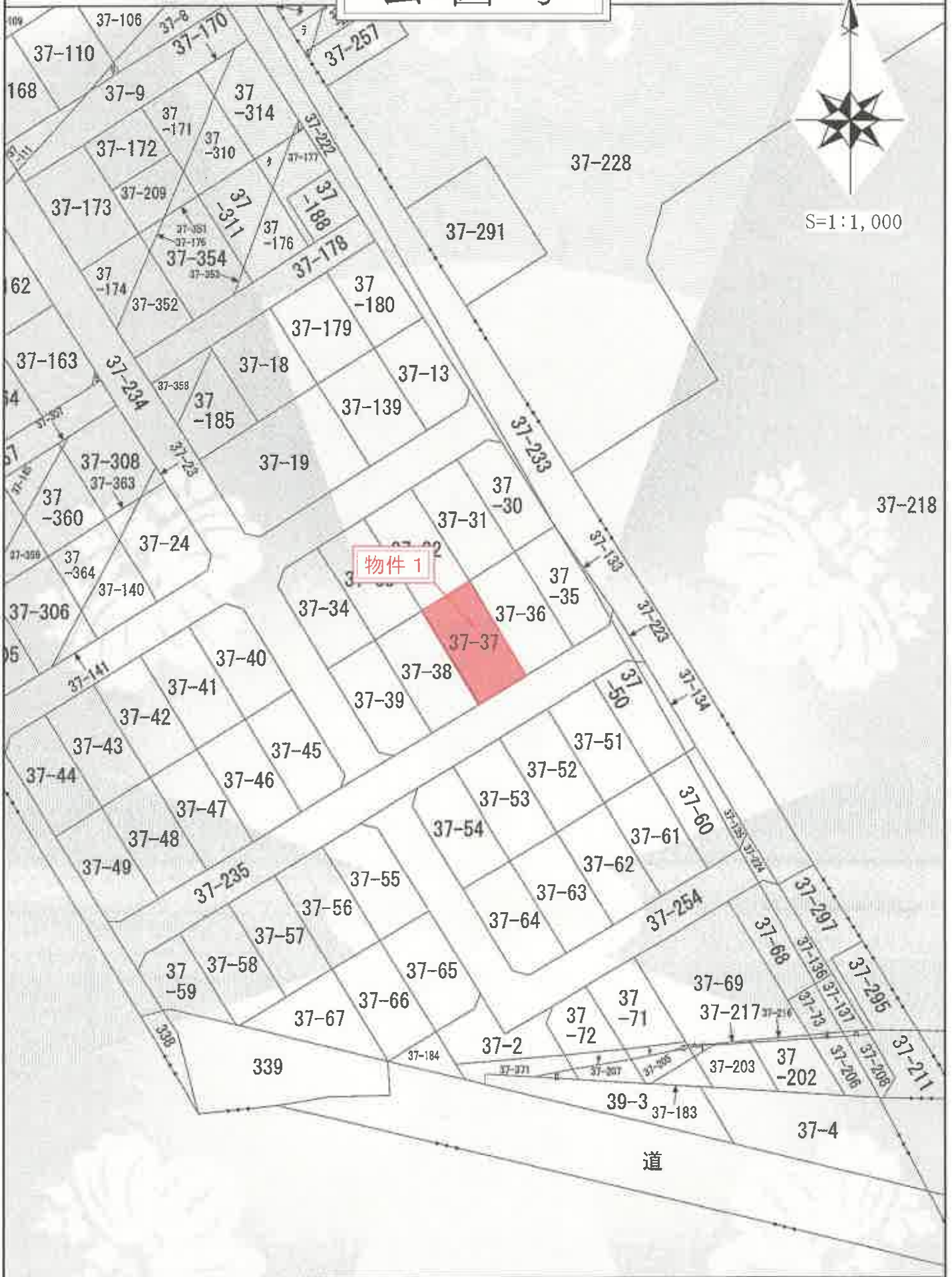
Z23H00261-20260314122524

© 2025 ZENRIN CO., LTD. (Z25AB第675号)

写図公



S=1:1,000



登記年月日：昭和38年3月12日

00927831

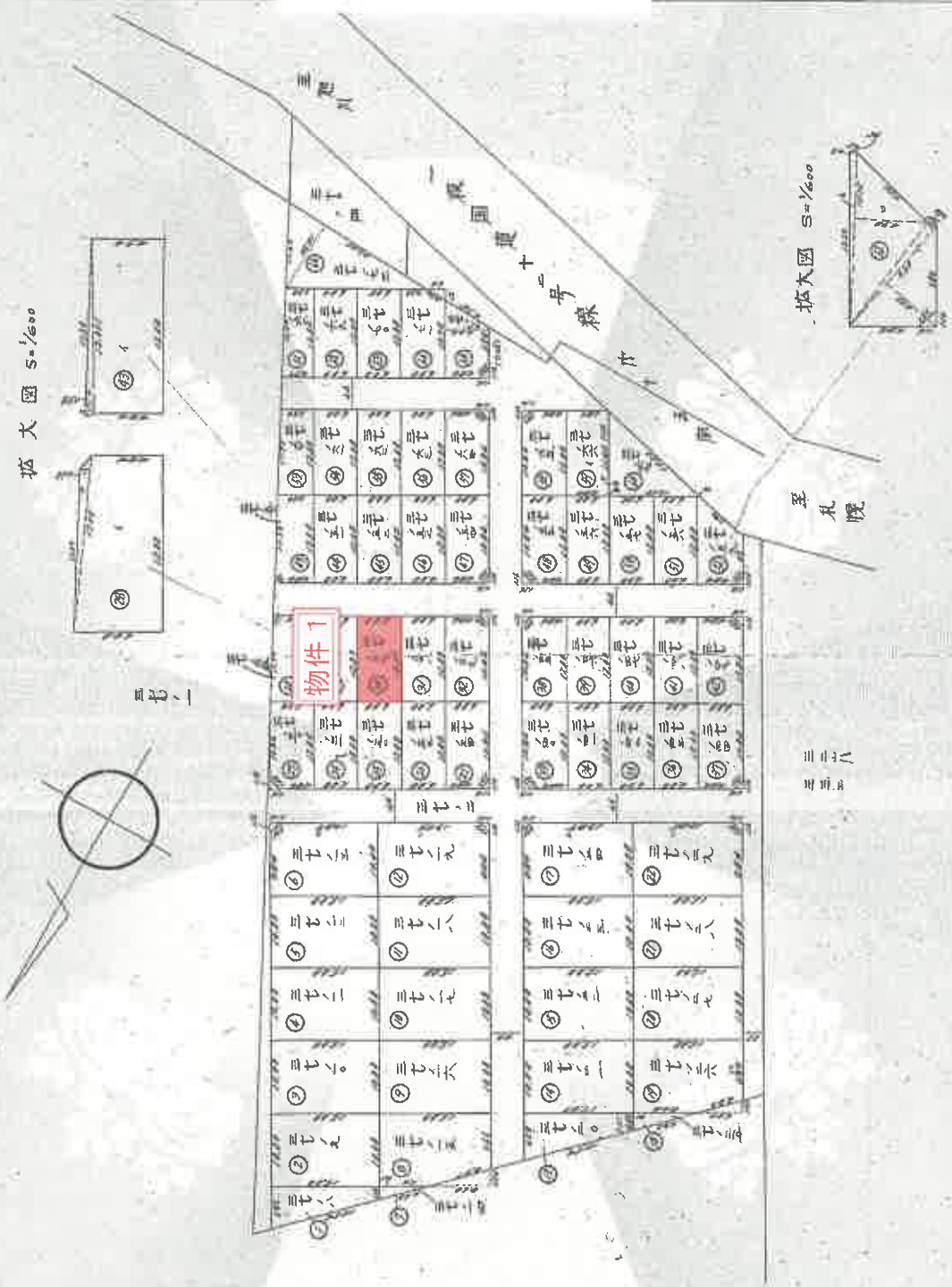
地番	ヨブ008
土地の所在	旭川市神島町越前 南が丘2丁目

地積測量図

37-2, 37-8, 37-9
37-13, 37-14, 37-18, 37-20
37-23, 37-24, 37-28, 37-29
37-30, 37-31, 37-32, 37-33, 37-34, 37-35, 37-36, 37-37, 37-38, 37-39

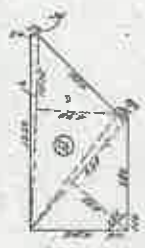
作製年月日
昭和卅八年参月六日

作製者



拡大図 S=1/600

拡大図 S=1/600



縮尺 1/1200

A3 → A4 縮小

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(旭川地方事務所管轄)

令和7年12月24日

東京法務局品川出張所

登記官

付定
旭川市神島町越前
南が丘2丁目
ヨブ008

(1/2)

地図整理番号：M86402

登記年月日：昭和49年8月29日

073766

家屋番号 JJ-577

建物の所在 旭川市旭川区旭川17番地21号

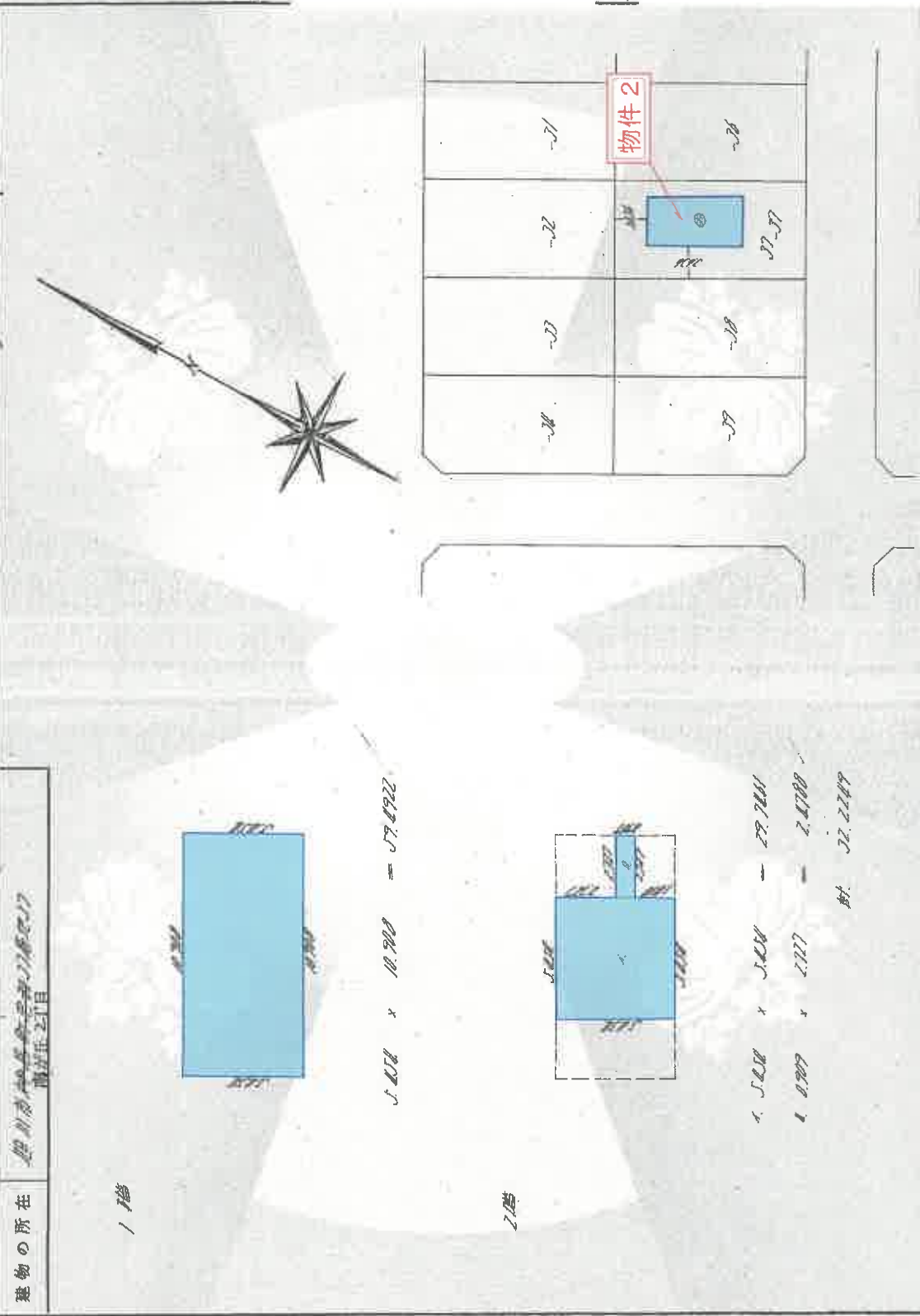
各階平面図

S 49.8.29

作製年月日
昭和49年8月27日

作製者

申請人



(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺

1/200

1/500

A3 → A4 縮小

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(旭川地方法務局管轄)

令和7年12月24日

東京法務局品川出張所

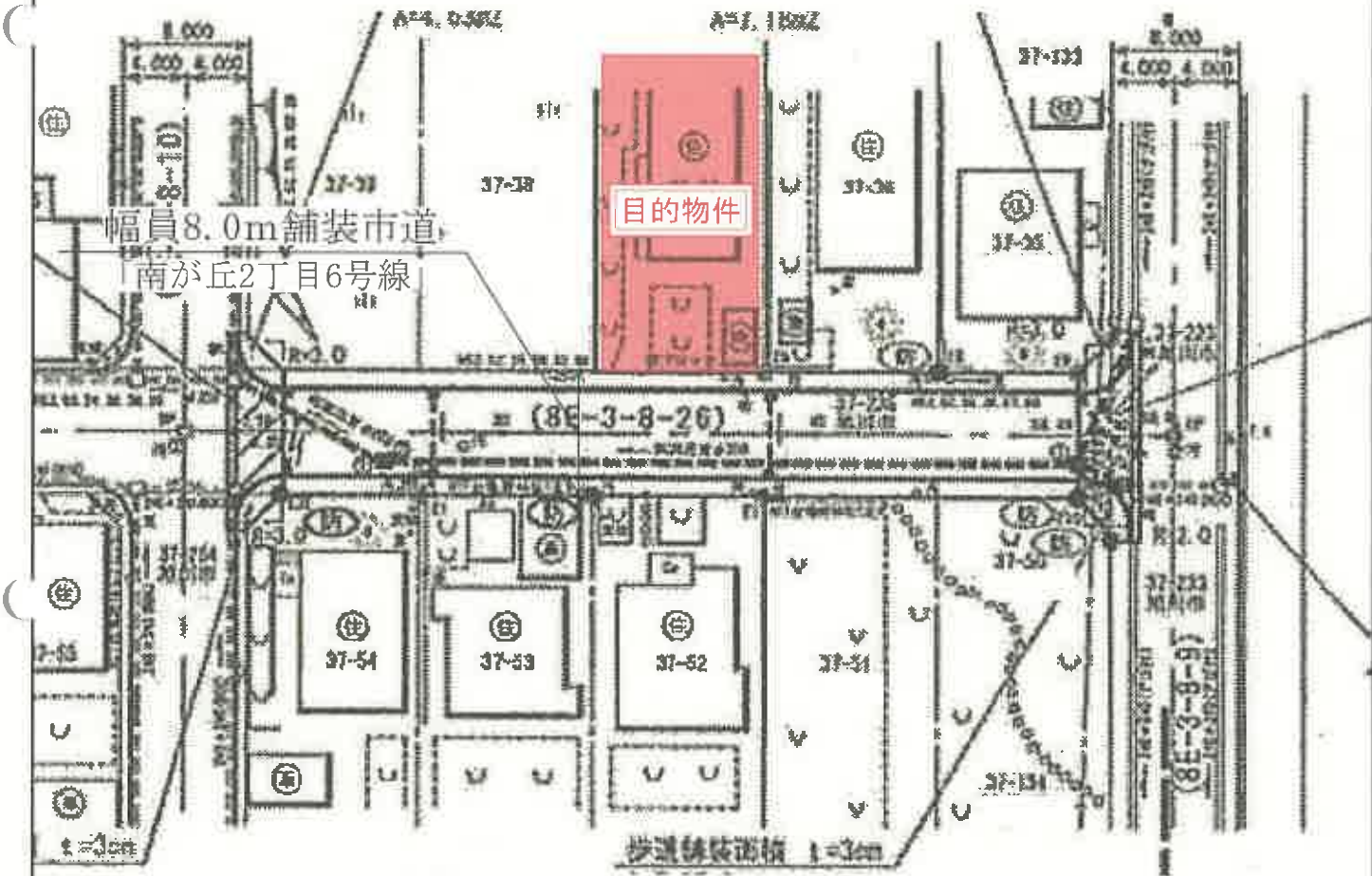
登記官

地図整理番号：M86403

道路現況図(写)



S=1:500



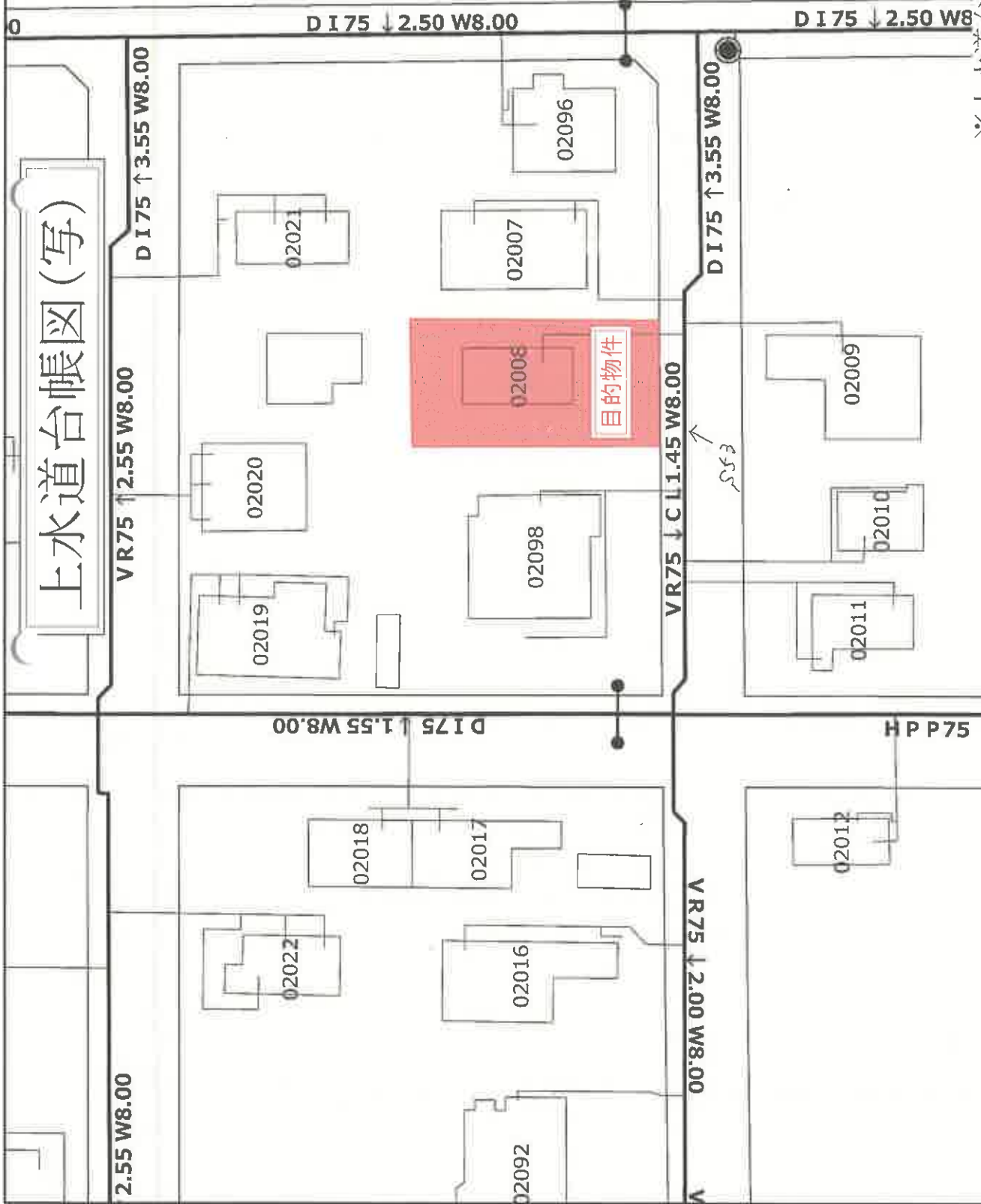
※道路現況図に加筆の上、作成した。

旭川市 道路現況図



S=1:500

上水道台帳図(写)



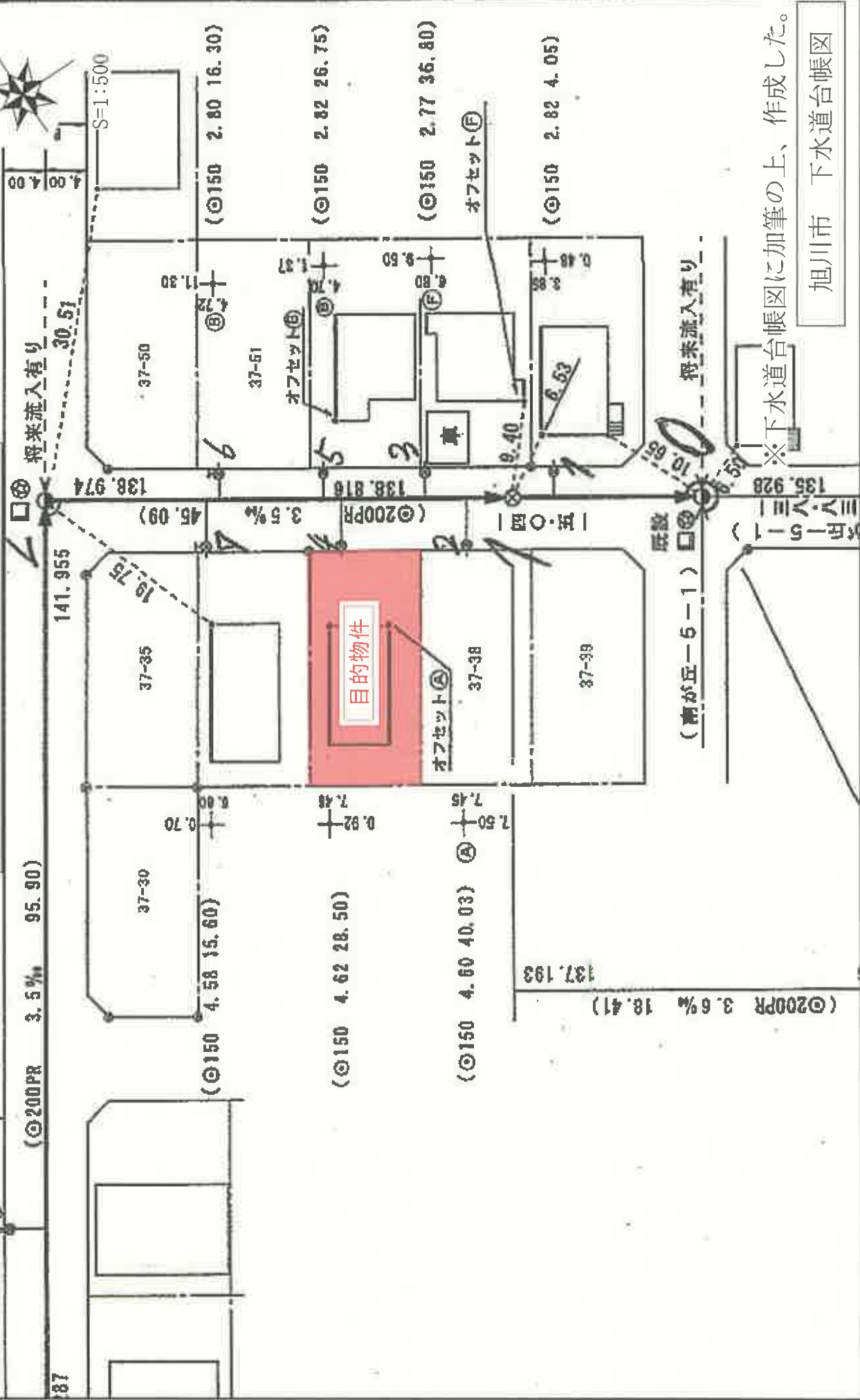
※上水道台帳図に加筆の上、作成した。

旭川市 上水道台帳図

37-219

六

下水道台帳図(写)



目的物件

※下水道台帳図に加筆の上、作成した。

旭川市 下水道台帳図

37-33

37-32

37-31

10.909

物件1(土地)
37-37

3.636



5.454

物件2(建物)
家屋番号
37-37

3.636

21.818

21.818

隣地側が
約0.5m低い

隣地側が
約0.5m高い

37-38

37-36

軽量鉄骨製カーポート
約16.20㎡



5.454

間知ブロック
土留め
高さ約1.2m



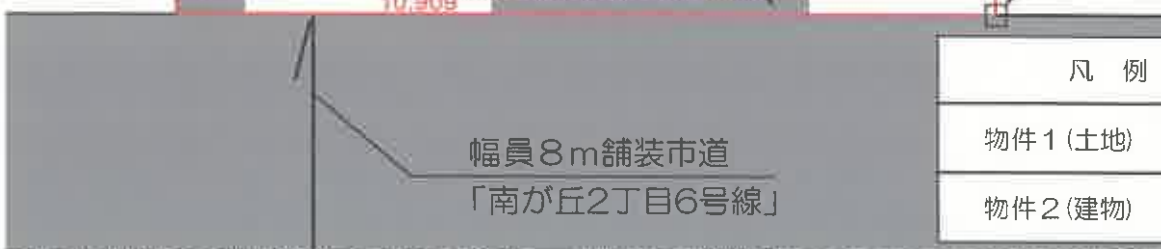
木造仮設物置
約6.48㎡



間知ブロック
土留め
高さ約0.3~0.6m

境界石

10.909



幅員8m舗装市道
「南が丘2丁目6号線」

凡例

物件1(土地)



物件2(建物)



※土地辺長等は地積測量図等の数値であり、本図面は概略図であるため詳細は測量を要する。

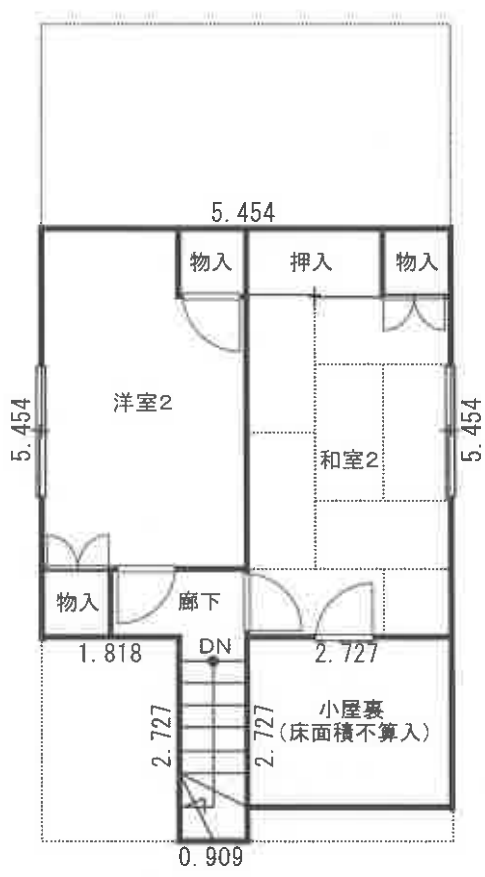
建物間取図



1階



2階



※本件間取図は概略図であり、建具・設備等の形状等の詳細は現況を優先する。縮尺 約1:100